

平成26年4月1日

株式会社リナック八千代

見 解 書

現場透水量試験器（性能確認器材）の仕様変更について

平成24年7月に土木学会より、けい酸塩系表面含浸工法の設計施工指針（案）が刊行されました。その中で性能確認が義務付けられ、現場で実施する透水量試験を最も信頼性の高い方法として推奨されています。同指針（案）では透水量試験の水頭を250mmにすること、またコンクリートと接する面を口径75mmとすることが定められています。

（JSCE - K572 - 2012）以上に鑑み、弊社では現場透水量試験器の仕様を同指針（案）に適合するように変更いたしました。なおNETISの登録情報も本年2月3日に新仕様に変更いたしました。

現場透水量試験器（性能確認器材）の設置箇所について

けい酸塩系表面含浸工法の設計施工指針（案）「コンクリートライブラリー137」で、性能確認を行うことが義務付けられました。

しかしながら何㎡あたりに何か所という記述はございません。施工面（壁面、水平部、天井面）毎の試験は必要かと思えます。また施工日毎の試験も当然必要だと思えます。

現場透水量試験器（性能確認器材）の絶対値について

現場透水量試験器を用いた性能確認は無塗布と塗布後の透水量の比較を行うものですが、けい酸塩系表面含浸工法は施工するコンクリートの性能に大きく左右されます。従いまして試験値の絶対値はございません。

表面引張強度試験、表面反発度試験、表面電気抵抗性試験、表層透気試験、加圧透水性試験（コンクリートのコア抜きは必要）も上記理由により絶対値はございません。

けい酸塩系表面含浸工法の設計施工指針（案）では現場から採取したコンクリートコアを試験体とする加圧透水性試験あるいは現場において実施する透水量試験を最も信頼性の高い方法として推奨しています。（他の試験方法と比較して数値の差が出やすいことによるものと思われます。）